

登校許可証明書

千葉県立船橋法典高等学校

年組番

氏名

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登校してよいことを証明します。

令和____年____月____日から療養開始

令和____年____月____日まで療養

該当疾患 に○	疾患名	出席停止期間の基準 以下の基準に基づき、主治医が判断する。	
(A・B 型)	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱 した後 2 日を経過するまで (発症日を 0 日として計算する)	※下記参照
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日間を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日間を経過するまで	
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大 腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血 性結膜炎	病状により、医師において、感染のおそれがないと 認めるまで	
	その他の感染症 《条件によっては出席停止が必要なもの》 溶連菌感染症・感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・伝染性紅斑・手足口病 その他 () 出席停止期間の基準は、医師の指示によるものとする。		

令和____年____月____日 医療機関名

医師名 印

※登校再開にあたっては、保護者等による医療機関名の記入及び記名・押印を行うこと。また、療養期間も保護者等が記入すること。

令和____年____月____日 医療機関名

処方薬名が明記された文書のコピーを添付
すること。 保護者等氏名 印

学校記入欄 出席停止期間：____月____日(____)(____限)～____月____日(____)(____限)